

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成十二年法律第二百二十六号)の施行に伴い、並びに関係法規及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、書面の交付等に関する情報通信

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の

**第一条 消費生活協同組合法施行規則**（昭和二十三年大蔵省、法務省、厚生省、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

**（該技術者又は運営機に於ける情報通信の技術を利用する方法）**  
**第一条の三 法第十七条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。**

記録するもの

**第二条の五** 法第三十五条第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、**第二条の三第二号**に掲げる方法とする。  
**(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)**  
**第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十一年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。**

二条の次に次の四条を加える。  
(書物又は財物の譲渡手続に係る書面)  
**第十二条の二** 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

(情報通信の技術を利用する方法)  
**第十二条の二の二 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。**

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち  
イ又は口に掲げるもの  
イ 毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と  
機と譲受人の使用に係る電子計算機とを

□ 誰の受人の使用に係る電子計算機に備え  
接続する電気通信回線を通じて送信し、  
受信者の使用に係る電子計算機に備えら  
れたファイルに記録する方法

られたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて毒物劇物営業者の閲覧に供し、当該毒物劇物営業者(以下「毒物劇物営業者」といふ)に係る電子手帳に記入する。

登録者の登録情報に各手書き文字情報を備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十四条第三項前段）に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない

旨の申出をする場合にあつては、事物記物営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方  
法)

二 製作したものを交付する方法

一 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

（一）事務処理者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

（二）ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と、該受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十二条の二の三 法第十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する磁ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録されたものをいう。

第十二条の二の四 令第三十九条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十二条の二の二第一項各号に規定する方法のうち毒物劇物営業者が使用するもの

（一）ファイルへの記録の方式

（二）第十三条の六を第十三条の八とし、第十三条の五中「第四十条の六」を「第四十条の六第一項」に改める。

（三）第十三条の六の第十三条の八とし、第十三条の五中「第四十条の六」を「第四十条の六第一項」に改める。

（四）第十三条の六 第四十四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

イ 又は口に掲げるもの

イ 荷送人の使用に係る電子計算機と運送人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて運送人の閲覧に供し、当該運送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（令第四十条の六第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出を記載する場合にあつては、荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準する方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を持つて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

三 前項に掲げる方法は、運送人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、荷送人の使用に係る電子計算機と、運送人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の六の次に次の二条を加える。

第十三条の七 令第四十条の六第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第二項各号に規定する方法のうち荷送人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(核子干防法施行規則の一部改正)

第三条 核子干防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中、「第二条第一項各号」を「第二条第一項第一号から第四号まで」に改める。



3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、該渡人の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第四条の三 法第十八条第三項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項

方法又は同項第一号に規定する磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録されたものをいう。

第四条の四 覚せい剤取締法施行令(昭和四十八年政令第三百三十四号)第一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第四条の二第一項各号に規定する方法のうち譲受人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

第三十二条の二の次に次の二項を加える。

2 前項の譲渡証又は譲受証については、第四条第二項の規定を準用する。

第三十二条の二の次に次の二項を加える。

第三十二条の三 第四条の二から第四条の四までの規定は、法第三十条の十第一項の譲受人が同条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

別記第三号様式の二中「(第三条の二関係)」を「(第三条の二関係)」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正)

第六条 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第二項の譲受証又は譲渡証は、譲受人又は譲渡人が押印した譲受証又は譲渡証とする。

2 前項の譲受証又は譲渡証は、譲受人又は譲渡人が押印した譲受証又は譲渡証とする。

第三十二条の二 法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方

法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イエスは口に掲げるるもの

イ 麻薬営業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

譲受人の使用に係る電子計算機とを接続

する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

者を使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルに記録する方法

譲受人の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルに記録する方法

二 ファイルへの記録の方式

別記第十八号様式中「(第三条の二関係)」を「(第三条の五関係)」に改め、別記第十九号様式中「(第三条の三関係)」を「(第三条の六

関係)」に改める。

(消費生活協同組合財務処理規則の一部改正)

第七条 消費生活協同組合財務処理規則(昭和二十九年厚生省令第四十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十三条中第七項を第十二項とし、同条第六項中「第四項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項から第五項までを五項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 組合は、定款の定めるところにより、前項の規定による領収書等の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該組合員の承諾を得て、当該領収書等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報を通信の技術を利用して次に掲げる

一 麻薬営業者がファイルへの記録を出力す

ることによる書面を作成することができる

ものであること。

2 ファイルに記録された書面上に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

一 ファイルに記録された書面上に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

2 組合は、定款の定めるところにより、前項の規定による領収書等の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該組合員の承諾を得て、当該領収書等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報を通信の技術を利用して次に掲げる

一 麻薬営業者がファイルへの記録を出力す

ることによる書面を作成することができる

ものであること。

2 ファイルに記録された書面上に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

一 ファイルに記録された書面上に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

2 組合は、定款の定めるところにより、前項の規定による領収書等の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該組合員の承諾を得て、当該領収書等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報を通信の技術を利用して次に掲げる

一 麻薬営業者がファイルへの記録を出力す

ることによる書面を作成することができる

ものであること。

2 ファイルに記録された書面上に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

一 ファイルに記録された書面上に記載すべき事項について、改変が行われいないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

2 組合は、定款の定めるところにより、前項の規定による領収書等の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該組合員の承諾を得て、当該領収書等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報を通信の技術を利用して次に掲げる

一 麻薬営業者がファイルへの記録を出力す

ることによる書面を作成することができる

ものであること。

2 ファイルに記録された書面上に記載すべき事項について、改変が行われいないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

一 ファイルに記録された書面上に記載すべき事項について、改変が行われいないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

2 組合は、定款の定めるところにより、前項の規定による領収書等の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該組合員の承諾を得て、当該領収書等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報を通信の技術を利用して次に掲げる

一 麻薬営業者がファイルへの記録を出力す

ることによる書面を作成することができる

ものであること。

3 計算機に備えられたファイルに当該領収書等に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

4 第二項第一号「電子情報処理組織」とは、組合の使用に係る電子計算機と、受信者の使

用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続

した電子情報処理組織をいう。

5 組合は、第二項の規定により領収書等に記載すべき事項を提供しようとすることは、あ

らかじめ、当該組合員に対し、その用いる次

に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、

書面又は電磁的方法による承諾を得なければ

ならない。

6 前項の規定による承諾を得た組合は、当該

組合員から書面又は電磁的方法により電磁的

方法による提供を受けない旨の申出があった

ときは、当該組合員に対し、領収書等に記載

すべき事項を電磁的方法により提供してはな

らない。ただし、当該組合員が再び前項の規

定による承諾をした場合は、この限りでない。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に

関する法律施行規則の一部改正)

第八条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の十三の次に次の二条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使

用に係る電子計算機とを接続する電子

通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載すべき事項を記録したものを交付する方法







- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したもの交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、受託者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、委託者の使用に係る電子計算機と、受託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 4 委託者は、第一項の規定により前条第三項の指示をしようとするときは、あらかじめ、受託者に対して、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 一 第一項各号に規定する方法のうち委託者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た委託者は、当該受託者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、受託者に対し前条第三項に規定する文書による指示内容の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 前条第四項に規定する文書による報告については、第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「受託者」と「委託者」とあるのは、「委託者」と読み替えるものとする。(医薬品の市販後調査の基準に関する省令一部改正)

- 二 製造業者等は、前項の規定による文書による依頼又は契約に代えて、第五項で定める方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」といふ。)により行うことができる。(この場合において、当該治療を依頼しようとする者は、当該文書を提出したるもののみなす。)
- 1 製造業者等は、前項の規定による文書による依頼又は契約を記録したもの交付する方法
- 2 製造業者等は、前項の規定による文書による依頼又は契約を記録したもの交付する方法
- 3 製造業者等及び医療機関がファイルへの記録を出力することによる文書を作成する方法

- 二 契約の場合には、ファイルに記録された文書に記載すべき事項について、改変が行つて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」といふ。)により行うことができる。(この場合において、当該医療機関の承諾を得て、依頼又は契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」といふ。)により行うことができる。)
- 1 製造業者等は、前項の規定による文書による依頼又は契約を記録された前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」といふ。)により提出することができる。(この場合において、当該治療を依頼しようとする者は、当該文書を提出したもののみなす。)

第二項に規定する契約		第十条第一項から第六項まで	
前項に規定する指示	第十一条第二項から第六項まで	医療機関	受託者
第一項に規定する報告	第十一条第二項、第三項	医療機関	受託者
前項に規定する報告	第十一条第二項、第三項	医療機関	受託者
第一項に規定する報告	第十一条第二項、第三項	医療機関	受託者

- 二 契約の場合には、ファイルに記録された文書に記載すべき事項について、改変が行つて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」といふ。)により行うことができる。(この場合において、当該医療機関の承諾を得て、依頼又は契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」といふ。)により提出することができる。)
- 1 製造業者等は、前項の規定による文書による依頼又は契約を記録された前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」といふ。)により提出することができる。(この場合において、当該治療を依頼しようとする者は、当該文書を提出したもののみなす。)



第四十六条に次の二項を加える。

- 2 前項に規定する文書の交付については、第十五条から第六項までの規定を準用する。  
（二）の場合において、「これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは「治験責任医師」と「実施医療機関の長」とあるのは「治験依頼者」と読み替えるものとする。  
(医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則の一一部改正)

第十五条 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則(平成十一年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 委託者は、前条第三項の規定による文書による指示に代えて、第四項で定めるところにより、当該受託者の承諾を得て、指示内容を電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものの(以下この条において「電磁的方法」という)により提供することができる。この場合において、委託者は、当該文書による指示を行つたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち  
イ 又はロに掲げるもの

イ 委託者の使用に係る電子計算機と受託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された指示内容を電気通信回線を通じて受託者の閲覧に供し、当該受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された指示内容を記録する方法(電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

## 運営に関する基準の一部改正

□ 電子情報処理組織を使用する方法のうち  
　又は□に掲げるもの

イ 委託者の使用に係る電子計算機と受託  
　者の使用に係る電子計算機とを接続する  
　電気通信回線を通じて送信し、受信者の  
　使用に係る電子計算機に備えられたファ  
　イルに記録する方法

□ 委託者の使用に係る電子計算機に備え  
　られたファイルに記録された指示内容を  
　電気通信回線を通じて受託者の閲覧に供

指示内容を電子情報処理組織を使用する方法で、その他情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する」とができる。この場合において、委託者は、当該文書による指示を行つたものとみなす。

する文書による指示に代えて、第四項で定めるとこより、当該受託者の承諾を得て、

**第十五条の二** 委託者は、前条第三項の規定に一部を次のように改正する。

## 医薬品及び医薬部外品の製造管理規則の一部改正

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに導ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものを作成する方法

前項に掲げる方法は、受託者がファイルへ

るることになりますが、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて

5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  
一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による

提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつ

してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

2 第百二十五条に次の一項を加える。  
第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用す

4 第百七十八条に次の一項を加える。  
第八条第一項から第六項までの規定は、第

一項の規定による文書の交付について準用する。

### 開する基準の一部改正)

八号)の一部を次のよう改正する。  
第四条に次の五項を加える。

はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該利用申込者又

はその家族の承認を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法でその他の情報通信の技術を利用する方法で

あつて次に掲げるもの（以下この衆において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該肯定語を

介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。



